

## 一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）に関する協定の 一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と西日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第10条中「平成46年3月27日」を「平成30年3月31日」に改める。

別紙2を次のとおり改める。

別紙 2

(協定第5条関連)  
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	4百万円
H 1 9	20百万円
H 2 0	31百万円
H 2 1	31百万円
H 2 2	36百万円
H 2 3	79百万円
H 2 4	79百万円
H 2 5	117百万円
H 2 6	95百万円
H 2 7	29百万円
H 2 8	111百万円
H 2 9	14,176百万円

(注1) 平成18年度から平成27年度までは実績値を、平成28年度は実績見込値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第6条第1項関連)  
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	124百万円
---------	--------

別紙 4 を次のとおり改める。



(協定第8条第1項関連)  
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

## 道路資産の貸付料の額

西日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
				うち盛土・切土・のり面構造物等分	うち橋梁・トンネル等分
H 1 8	(1,101百万円) 1,669百万円	(36百万円) 58百万円	(650百万円) 1,183百万円	(184百万円) 255百万円	(466百万円) 928百万円
H 1 9	(1,075百万円) 1,782百万円	(49百万円) 76百万円	(883百万円) 1,550百万円	(250百万円) 334百万円	(633百万円) 1,216百万円
H 2 0	(1,035百万円) 1,731百万円	(47百万円) 74百万円	(859百万円) 1,515百万円	(243百万円) 326百万円	(616百万円) 1,189百万円
H 2 1	(354百万円) 1,108百万円	(16百万円) 47百万円	(287百万円) 966百万円	(81百万円) 208百万円	(206百万円) 758百万円
H 2 2	(321百万円) 1,202百万円	(13百万円) 50百万円	(240百万円) 1,029百万円	(68百万円) 222百万円	(172百万円) 807百万円
H 2 3	(502百万円) 1,291百万円	(17百万円) 50百万円	(307百万円) 1,017百万円	(87百万円) 219百万円	(220百万円) 798百万円
H 2 4	(497百万円) 1,323百万円	(17百万円) 51百万円	(304百万円) 1,046百万円	(86百万円) 225百万円	(218百万円) 821百万円
H 2 5	(550百万円) 1,445百万円	(19百万円) 57百万円	(349百万円) 1,155百万円	(99百万円) 249百万円	(250百万円) 906百万円
H 2 6	(1,217百万円) 1,679百万円	(49百万円) 69百万円	(993百万円) 1,401百万円	(214百万円) 302百万円	(779百万円) 1,099百万円
H 2 7	(1,117百万円) 1,665百万円	(43百万円) 67百万円	(885百万円) 1,367百万円	(191百万円) 294百万円	(694百万円) 1,073百万円
H 2 8	(1,091百万円) 1,540百万円	(42百万円) 61百万円	(855百万円) 1,251百万円	(184百万円) 269百万円	(671百万円) 982百万円
H 2 9	1,075百万円	0百万円	0百万円	0百万円	0百万円

(注1) 平成18年度から平成27年度までの上段( )内は計画値、下段は実績値を、平成28年度の上段( )内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙5を次のとおり改める。

## 計画料金収入の額

## 西日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(1,668百万円) 2,270百万円
H 1 9	(1,600百万円) 2,339百万円
H 2 0	(1,588百万円) 2,316百万円
H 2 1	(876百万円) 1,647百万円
H 2 2	(859百万円) 1,757百万円
H 2 3	(1,138百万円) 1,950百万円
H 2 4	(1,135百万円) 1,984百万円
H 2 5	(1,144百万円) 2,061百万円
H 2 6	(1,845百万円) 2,344百万円
H 2 7	(1,790百万円) 2,373百万円
H 2 8	(1,749百万円) 2,233百万円
H 2 9	1,722百万円

(注1) 平成18年度から平成27年度までの上段( )内は計画値、下段は実績値を、平成28年度の上段( )内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙6中、2.のうち、「平成46年3月27日」を「平成30年3月31日」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成29年 3月31日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構  
理事長 勢山 廣直

西日本高速道路株式会社  
代表取締役社長 石塚 由成